

大阪市立弘済小中学校分校 「学校いじめ防止対策基本方針」

令和8年5月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、学校教育目標「学力の向上と自立に必要な力の育成」のために、「弘済中学校分校いじめ防止対策基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点を挙げる。

- ① 児童生徒の様子の変化に対し、本人への確認と継続した声かけをする。
- ② 休み時間の巡回活動を徹底する。
- ③ 朝昼のミーティングを通じて、分校・学園の職員で情報を共有する。
- ④ 週末の振り返りシート、教育相談、アンケートで全員にいじめについて確認する。
- ⑤ ④については、本人だけでなく、そのような事象を見たり、聞いたりしたことがないかを周囲にも確認する。

3. いじめの未然防止についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こり得る、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを分校・学園の全職員で行う。

（1）授業改善について

- ① 授業の際、発言または行為などでいじめにつながると判断した時はその場でその発言、行為をやめさせ指導する。
- ② 授業を公開することで、客観的に児童生徒の様子を理解し合い、問題を感じれば早急に対応する。
- ③ 研究授業を行うことで、教員の授業力の向上を図る。

(2) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳の時間で教材を利用し、いじめについて考えさせる。
- ② 人格を尊重することの大切さを、学活や道徳の時間を利用し教材を用いて考えさせたり、行事などを通して考えさせる。
- ③ 学校内の行動について、学級指導に加え、全校集会で確認する。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学級担任、教科担当、寮担当など、分校・学園の職員間の連携を大切にしている。
- ② 生活指導部会、生活指導連携連絡会、分校会議、合同会議などで情報を共有することで、多面的に児童生徒の変化などを認識する。
- ③ 週末の振り返りシート、教育相談、アンケートを定期的に行い、情報収集を図る。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見した場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめが予測されると、即座に被害児童生徒から聞き取りを行い、その状況から関連児童生徒および加害児童生徒から聞き取りを行う。この聞き取りは、担任、学年教師、生徒指導主事を中心とした複数名で対応を行い、その状況を分析する。
- ② 事実確認にずれがある場合は、時間をかけて関連児童生徒、周辺児童生徒からの聞き取りを密にし、整合性を図る。
- ③ ①②の後、加害児童生徒に対し、行為に対して考えを聞き、今の気持ちを聞き、十分な反省が見られないときは、様々な角度から話をし、反省を促す。
- ④ 十分な反省が見られたうえで、寮担当と連携を取り、保護者（加害児童生徒）へ連絡する。場合によっては来校してもらう。被害児童生徒の保護者にも連絡し、場合によってはお互いに話

し合いの場を設定する。

- ⑤ 程度によっては、警察との連携を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 構成メンバー：生活指導連携連絡会のメンバー
(管理職、生徒指導主事、生活指導部長、教務主任・寮長等)
- ② 学校基本法に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ③ いじめの疑いに関する情報や問題行動に関わる情報の共有を行う。

【年間計画】

- ① いじめアンケート調査 年3回（7月・12月・3月）
- ② 教育相談 年3回（5月・9月・1月）

(2) 取り組み内容の検証

- ① 週末の振り返りシート、教育相談、アンケートの結果、問題行動が確認された場合、生徒指導主事・管理職に報告し、速やかに対応を行う。
- ② 生活指導部会、生活指導連携連絡会、分校会議、合同会議などで情報を共有する。

7. 重大事案への対応

- ① 被害児童生徒と加害児童生徒からの聞き取りを行い、必要に応じて関連児童生徒からの聞き取りを行う。
- ② 問題行動の事実確認に整合性が見られ、加害児童生徒に対して十分な指導の後、寮担当と連携を取り、被害児童生徒の保護者および加害児童生徒の保護者に、問題行動の事実および指導後の児童生徒の様子を連絡する。
- ③ 事実に応じて、警察との連携を図り、保護者の協力を求める。